

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 1 2 年 1 1 月 2 4 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 1 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	高階委員長、中村副委員長、前田・松本 (聖) ・中島・佐藤 (次) ・松田 佐藤 (幸) 各委員		
説 明 員	市長、助役、環境部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

会議録署名員に、松本（聖）委員、中島委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題とします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価準備書について」

○環境部環境課長

北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価準備書に関する市長意見について、ご報告申し上げます。

北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価準備書につきましては、新幹線の建設事業が環境に与える影響について、大気環境、水環境、土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触合いの場、廃棄物など環境要素の区分ごとに実施した調査結果を基に、環境影響を予測し、配慮事項及び環境保全措置を記載し、その評価結果と事後調査計画を定めております。

事業者である日本鉄道建設公団により、本年7月に準備書の縦覧と住民説明会が開催されたところではありますが、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき、9月1日付けで北海道知事から、環境保全の見地からの市長意見を求められ、10月31日付けで回答いたしましたので、新幹線の事業概要と市長意見の内容について、ご報告申し上げます。

最初に、事業概要でございますが、北海道新幹線は、東北新幹線の新青森駅から函館市付近、そして小樽市を経て札幌市に至る延長約360キロメートルにわたる路線でございます。このうち約7割がトンネル区間でありまして、工事期間としては、おおむね10年、開業後運行される列車本数が一日最大上下線合わせて70本程度、運行時間帯は回送列車を含めておおむね6時から24時となっております。小樽市内は、赤井川村から後志トンネルで天狗山を通過し、天神地区に抜け、廃棄物事業所付近に高架橋で新小樽駅を設置いたします。新小樽駅から朝里トンネルで毛無山を抜け、朝里川温泉付近で道道小樽定山溪線と朝里川を高架橋で渡り、その後、手稲トンネルの宮の沢地区を通過し、終点の札幌駅となります。

小樽市の通過延長約22.3キロメートルのうち96パーセントがトンネルであり、高架橋区間は天神地区で566メートル、朝里地区で225メートルと計画されております。高架橋の高さはレールレベルで天神地区が7.9メートル、朝里地区が8.6メートルとなっております。なお、トンネル区間の掘削工事で、建設機械の搬出入や発生残土の搬出入に必要な斜坑トンネルが塩谷地区と張碓地区に設けられることになっております。

工事工程計画といたしましては、高架橋、トンネル工事などを施工する路盤工事が中心となり、約6年間と、10年間の期間の過半を占めております。

次に、環境影響評価法による縦覧の手続でありますけれども、事業者である日本鉄道建設公団では、関係市町村長や住民から意見を聞くため、環境影響評価準備書を平成12年7月1日から31日まで縦覧し、住民説明会を開催いたしました。縦覧者数は北海道全体で459名、小樽市では137名であり、住民意見は全道で8名からの意見がございました。住民意見の内訳といたしましては、騒音・振動等について5件、動物・植物等について3件、廃棄物等について1件、その他について7件であります。市では、この準備書及び住民意見を詳細に検討し、現地踏査を実施の上、不明な部分は事業者である鉄建公団に照会するなどして、関係部局の合議により市長意見案を策定し、公害対策審議会で補強をいただいたものを、10月31日付け北海道知事あて回答いたしましたところでありまして、これがお手元の資料でございます。

市長意見の内容につきましては、6項目にわたっておりますけれども、第1に、新幹線鉄道騒音については、朝里地区高架橋付近に地上7階建ての老人保健施設があることから、高さによる騒音測定の考慮を求めたものであります。

第2、第3は、動物・植物についてであります、重要な種の保全について、専門家の指導の下に措置されるべきことを求めたものであります。

第4に、工事中の騒音・振動については、工事期間が長期にわたることから、現状の静穏な騒音レベルに可能な限り近づけることを求めたものであります。

第5に、汚濁処理についてですが、処理水の放流による漁業被害が発生した場合の補償規定が明文化されていないため、利害関係者との事前協議を求めたものです。

第6に、建設残土等についてでありますけれども、小樽市域での発生残土は221万立方メートルという膨大な量が予測されておりますので、市の処分地での受入れは到底困難であるため、事業者自身による処分地などの計画の検討など、排出者責任において処理を求めたものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長

「ごみ広域処理事業計画スケジュールについて」

○環境部副参事

ごみ広域処理について、第3回定例会後の経過と今後の対応について、地元町会との協議経過及びそのことによる事業推進スケジュールの変更について、ご報告いたします。

最初に、桃内町会対応についてであります、既にご報告いたしました住民説明会後の10月16日から26日の間に、説明会に出席いただいた世帯を含む全世帯を訪問して、戸別説明を行ってご意見をお伺いしております。現在、その整理を行っておりますが、主なものとしては、1つに「小樽市単独の施設であれば、問題はない」1つに「ダイオキシン対策が完全とは言えないのではないか」1つに「桃内に迷惑施設ばかり来る」1つに「自分もごみを出しているので、やむを得ない」1つに「他町村のごみを焼却しても、内容的には関係ないと思う」1つに「町会員に直接還元できるような施策を実施すべきである」などでありました。特に、感じられました事項は、ダイオキシン類に対する危惧と、他町村からのごみの搬入に対する問題意識でありました。

環境部としては、今後、この2点についての理解を得るための取組を重点的に行うことや、その他の意見や要望などについて、町会側と話し合いを行ってまいりたいと考えており、そのためには、今しばらくの時間が必要と判断しております。

一方、環境部の戸別説明の実施に当たって、町会三役から「会員は、環境部の説明会、戸別説明も終わった段階で、施設建設内容について一定程度把握すると思う。戸別説明終了後に、役員会を開催して、町会としての取組を協議する必要がある。取組内容としては、施設見学、ダイオキシン専門家の説明会開催、会員意思の集約方法の協議などがある。」とのお話がございます、町会としても、住民の意見集約に今しばらくの時間を要するということでありました。

こうした状況の下では、これまでの地元合意についての議会議論の経過などから、地元との調整が整っていない段階で、8月30日開催の厚生常任委員会でご報告したような日程で、業務を推進することは適切でないと考え、北後志推進協議会での協議の結果、事業推進スケジュールを資料2のとおり変更することといたしました。

従いまして、広域連合規約の議会提案及び施設整備計画等策定経費の予算措置は、先送りをし、平成13年第1回定例会の予定とし、広域連合発足及び施設整備計画策定は、現時点では、いずれも新年度事業として推進する方向で考えております。このような日程変更に伴い、施設整備事業自体も、平成14年の着工の計画が平成15年となりますが、準備期間が長くなることの利点を生かし、工事期間を短縮することなどにより、埋立計画への影響を最小限にするよう対応してまいります。

今後、すべての意味で大前提となります早期地元合意に向け、町会側との協議を密にして全力を尽くしますが、その経過などについては随時ご報告申し上げ、状況の推移によっては委員会の開催等のお願いをして、円滑な事業

推進に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順序といたします。

○中島委員

住民説明会の現状について

それでは、質問いたします。

第3回定例会のときの住民説明会のお話を聞いておりましたけれども、なかなか住民の方の参加がよくないという状況でした。その後、住民説明会の進行といいますか、町内の皆さんの説明状況はどこまで進んだのでしょうか、具体的に。

○環境部副参事

説明会でございますけれども、既にご報告している件につきましては、7月24日に役員会の説明会、それから8月10日と9月21日に会員説明会を実施をしております。この間に8月27日に会員の説明会を実施をしておりますけれども、埋立処分場問題に変更ということで、この分についてはこの建設状況の中には含めてございません。

それから10月16日以降、戸別説明を実施をしております。これについては、それぞれ勤務のご都合などでご出席できない方も含めて、それぞれ戸別に自宅にご訪問しておりますので、私どもとすれば一巡、全世帯に大体一巡はしていると、こういう形で考えてございます。

○中島委員

それでは、ほとんどの桃内の住民の方の意見は、把握したというふうに考えていいんですね。

○環境部副参事

私どもとしては意見を把握といいますか、考え方などは聞いていますけれども、例えばそれが反対だとか賛成だとか、そういう意思確認はやってございません。

というのは、環境部ですというよりも、町会の中で、そのあたりについてはご議論していただくと、こういうふうに考えてございますので、そこまでの意思疎通はしておりませんということでご理解願いたいと思います。

○中島委員

結局そういうことになると、住民の合意が得られないということで、当初計画を先延べするという結論になったということですね。

そういう意味では、今のお話を聞いていますとダイオキシンの問題、それと他町村のごみを引受けに關しての抵抗があると。この2つが大きいネックになっているというふうに聞きましたけれども、この問題について先ほどは施設見学、専門家のお話で会員の集約をしていくということに予定を立てておられますが、これらのことをやって、2月に規約を提案、3月に中身を提案するということでやっていけるという見通しを持っているわけですか。

○環境部副参事

先ほどの町会の合意をまだ得ていないということでございましたけれども、得られなかったということでございましたけれども、私どもとすれば、先ほどの地元住民説明会の関係で、途中で最終処分場の今現在の施設をめぐってのご議論があったと。それが調査なり報告するまで約一月以上、それに時間を要したということがございまして、当初のスケジュールからすると、説明会のスケジュールからすると、30日から50日程度遅れたということもございまして、今回の第4回定例会には結果的に間に合わなかったかと思っております。それと、もう1つは議員指摘のとおり、ダイオキシンの問題なり、それから他町村から持って来るといふごみのそのあたりの問題を、正確に皆さ

んにご理解をいただくと。ここまで至っていなかった、説明会の中でそこまで至っていなかったと。こういうふう
に思っております。

ただ、今後の日程の関係なんですけれども、先ほどダイオキシンの専門家の説明会だとか、そういう形で町会で
取り組むということで当初話がございました。それで、11月18日の土曜日の日に桃内町会の役員会が開催をされて
おります。その中で、当面この2つを実施をすると。こういう形でお話を伺っていますので、この早い時期にそう
いったことをやっていただく中で、なるべく早い時期に基本合意といいますか、全体合意まで至らなくても基本合
意ぐらいまではぜひいただきたいものだと、こういうふうに考えております。

○中島委員

住民合意を前提として進めたいということですね。住民合意なしで進めることはないというふうにお考えになっ
ていることを確認してよろしいですか、市長。

○市長

前から申し上げているとおり、住民合意を得て進めたいと、こう思っております。

○中島委員

住民合意の中身がやはり問題だと思うんですけれども、今回、日本共産党としても、桃内住民の皆さんの意見を
聞く機会を持ちまして、直接お話を伺ってまいりました。町内全体としての小樽のごみは引き受けた、そういう約
束はしたが、他町村のごみまで引き受ける約束はしていなかったと、そのように言っております。

また、第3回定例会で問題になった、今副参事も言いましたけれども、覆土の問題、これ2カ月ぐらい要したと
おっしゃっていましたが、こういうこともありまして「釣った魚にえさはやらない」、引き受けた後どうなる
か分からないという強い不信感があると、こういうご意見で、今の段階で住民投票をしたら焼却炉設置は否決され
る、賛成するなんてとても言える雰囲気ではないと、これは私たちが聞いた直接のご意見です。全体として、桃内
の地域の皆さんの今の気分としてはこういう状況だというお話でした。

これはかなり私は難しいなというふうにお話聞いてきたんですけれども、こういうお話のことを考えますと、合
意を得ていくための段取り、準備ということに関しては、果たして簡単には進むんだろうかというふうに思うわけ
です。もし、合意が得られないということもあり得るわけですね。そうしたときには、他の候補地を探すというこ
とになるんでしょうか。

○環境部副参事

現実的に、先ほども私の方で説明でお話ししましたが、要するに説明会の中では基本的に北後志の基本計
画の内容、こういったものを中心に説明をしてきました。

そういう面では、焼却施設をぜひこういう形で建設したいと、こういう形でのご説明にはまだ至っていないとい
うこともございます。そういう面では、それ以降、説明会の都度、新しい資料などを用意しながら、焼却施設の内
容はこうですとか、それからダイオキシンの発生の抑制はこうですと、こういったことでのご説明しましたけれ
ども、結果的に最終処分場の問題とかをめぐって、要するに行政側に不信があるというのは今も何らかにおいてあ
るかと思います。

というのは、やっぱり「釣った魚にえさはやらない」ということではなくて、処分場は初めの方は、やはり広く
基盤整備のためにごみを広くしたんで、覆土は土はかけたけれども、その見えない程度というところまでいってな
かった。

ただ、それをご指摘をいただいた以降は、そういうことでなくて、市長からのご指示もございましたけれども、
完全覆土といいますか、ごみの見えない程度に必ず毎日覆土をします。こういった対応でやっているという現実の
中で、私どもの整理の中で、桃内町民の方にぜひご理解を今後いただきたいなというふうに思っておりますけれ
ども、簡単にというふうにはなかなかいかないというふうには考えてございます。

ただ、やはり施設見学をする、それからそういった中で現在の最新設備についてのご理解をいただくだとか、それからダイオキシンの専門家の説明、これについては町会の考え方としては、小樽市が、例えば探してきた専門家ではなくて、町会独自でそういった中立的な方を講師として呼び出すだとか、こういったような動きもございまして、その中でいろいろな疑念なり疑問点について払拭されていくのかなと、こういうことも考えてございます。

○中島委員

他の候補についてどうですか。

○環境部長

今、副参事からお答えをしましたように、地元の皆さんといろいろな形でまだお話をさせていただいておりまして、これがまず完全否定的なものでは、今の段階ではそういうふうにとらえておりません。むしろ、そういったこと、いろいろ町会は町会なりのことで、いろいろなことの調査をしたり何なりするというような状況になりますので、今の段階でほかの土地を云々するという状況には私はないというふうに思っています、当面桃内地区の皆さんに何とかお願いするという姿勢で誠意を持って対応していくと、そういう考え方です。

○中島委員

西胆振の廃棄物処理広域連合が室蘭の石川町に建設計画をしている広域ごみ処理施設に反対する地元住民が、この連合に対して建設地の変更を求めて公害調停を北海道の公害審査会に申請している、こういう事実があるんです。

石川町は、4月の住民投票で建設反対が過半数を占めたんですけれども、その後、7月の臨時総会で条件付きで賛成を決めた。ただ、ここは農業地域ですから非常に強い反対を、数の上では過半数が賛成に回ったといっても、問題を残しながら平成14年のダイオキシン規定に間に合うような焼却炉つくらなければならないということで、1月着工を目指して決めたという経過だというふうに聞いております。けれども、住民合意を過半数で得たといっても、実際には賛成し切れない人の方のこういう行動になるわけです。

ですから、多数決で決めればいいと、合意を得たと、そういうふうにして進めるものではないのではないかと私思うんですね。圧倒的多くの住民の皆さんにご理解を得るような段取り、準備、それが何といっても一番重要なことだと思うんです。こういう点において、この住民合意の内容の中身に関して、どのようにお考えかということをお聞かせください。

○環境部副参事

西胆振の石川町の住民の方が公害調停を申請されたと、これについては新聞報道で承知してございます。西胆振の方から私どもも聞いている内容としては、この石川町に決まったという建設地の場所の設定経過について、そもそもが疑問があると。こういう形の中で、公害調停を主な理由としてはされたというふうには聞いてございます。

ただ、私どもの小樽市の場合におきましては、最終処分場の建設経過をめぐって、ここに建設と。単独でやっておりますけれども焼却場建設と、こういう形での町会の方との合意は得ていたと。これはちょっと一つ違うことかなというふうに思っています。

それから、もう1点ですけれども、町会も先ほど私の説明でも申しましたが、町会員の意思集約についての協議をする必要があると、こういうふうに申してございます。その内容といいますのが、例えば総会を開催して1票投票やるだとか、それから個人投票やるだとか、それから会員からのアンケートをやって意思表示するだとか、いろいろな方法も町会では考えられているかというふうに思います。

そういう面では、町会の、私どもの気持ちからすれば、大多数の方に賛成をいただくというのがやっぱり必要だと思いますけれども、そのあたりはその町会の進め方に私どもは介入するわけにはいきませんので、そのあたりは大体の方々が集約できるような、意見集約できるような方法をとっていただけるかなと、こういうふうには考えてございます。

○中島委員

今おっしゃったとおり、やっぱり大多数の方々のご賛同を得ながら進めたい、それがやっぱり基本だと思います。そういう点で、小樽の場合には今のご説明のとおり最終処分場として、また小樽の焼却施設を入れるということも既に了解済みであります。

そういうことはもともと決まっていた中身なのですが、今回の問題はやはり小樽市以外のごみ搬入に対しては、これは最初に決まった中身ではなかったと。小樽については天神や伍助沢の方々が今まで引き受けてくれたんだから、みんなでかわりばんこで引き受けなければならない、桃内の私たちもやぶさかではないと、このようにおっしゃっているわけです。ですけれども、小樽市以外のごみまで何で燃やさなければならないかと。これは私は極めて当たり前の要求ではないかと思うんです。

廃掃法に照らしても、自分たちの出したごみは自分たちの地域内で片づけると、これが原則です。こういうところにおいては、いたずらに計画を引き延ばさず、広域化をやめて、従来の約束どおり小樽市単独の焼却炉の設置をして早急に延ばさないで進める。その方が小樽にとってもメリットがあるのではないかと。こんなふうに考えますが、いかがですか。

○環境部副参事

単独の関係でございますけれども、私どもからすると、今の国なり北海道の考え方からすると、ダイオキシン発生の抑制をするという観点で、ごみの広域化といいますか、ごみを一定程度24時間連続焼却をして、その中でダイオキシン対策を抑制するんだと、こういう形で補助制度もそれに倣ってそういう対応をしているという仕組みの中では、単独ということでできれば一番いいかというふうに思いますけれども、そういう状況にはなっていない段階では、広域化の中でやっていくというのはやむを得ないことではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

○中島委員

市長にお聞きします。

5月25日の参議院の国土環境委員会で、我が党の岩佐議員が行った質問に対する厚生大臣の返答の中で、広域化計画を持っているところに限るという100トン未満の中小施設に対する国庫補助もやれるようになった。ただ、この限定は広域化計画を持っているところに限るという限定付き、この問題について、いろいろな事情があって、やむを得ず単独でやらざるを得ない、そういうところがあると。そういうことについては柔軟に対応すべきだと思うけれども、いかがかと質問しているんです。

丹羽厚生大臣は2000年から市町村のごみ焼却炉施設の整備は、1日当たり処理能力が100トン未満の中小の規模の施設についても、国庫補助の対象にしたと。今後、全各市町村の実情を十分に把握しながら対応していきたいと考えている次第ですと、このように答えています。最初は100トン未満の焼却炉の施設も認めていませんでした。でも、実態に即したさまざまな取り上げの中でこれも認めるようになった。

広域化でなければ認めないという今の状況も、実情にあっているかどうかという問題です。小樽市の場合は、今地元の住民が他施設のは受けられないと、自分たちの小樽の分だけのごみは焼く、こういうふうに言って納得しないという事情があれば、それはそれで小樽市の独自の事情として、広域化でない単独でのごみ焼却炉の施設設置をぜひやりたいんだと、こういうことを北海道なり国にきちっと事情を言って、改革していくということは十分できることではないかと思うんです。こういう中身がまた国の政治そのものを動かしていくと思うんです。こういう点について、市長みずから方針を出して、道や国へ働きかける、こうすべきだと思いますが、いかがですか。

○市長

単独ということでございますけれども、現在話合いの最中でございますし、まして町会側がみずからいろいろ調査もしたいということで進めておりますので、そういった経過を見ながら、さらにまた、うちの方はうちの方で理解得られるように努力してまいりますので、今直ちにそういった方針を出せということにはならないだろうと思い

ますので、もう少し時間を貸していただきたいと思います。

○中島委員

廃棄物減量等推進審議会について

それでは、基本計画の中には、廃棄物減量等推進審議会の計画が記載されております。

この中身と推進状況をお知らせください。

○環境部長

今の質問は基本計画に云々ということですが、基本計画の中で、廃棄物を減量していくというふうな計画自体はいろいろなことの協議はしておりますけれども、廃棄物減量等推進審議会とか何とかという組織的なことについては、直接的な話としてはたしかなかったと思うんです。恐らく委員おっしゃっているのは、廃掃法の5条か6条かだったかという記憶あるんですけれども、そこに地方自治体は廃棄物減量等推進審議会を設置できると、そのことについては設置運営については条例で決めなさいと、そのことを指しているのではないかと思います。そのことについてお答えを申し上げればよろしいでしょうか。

実は、この減量推進審議会については若干検討を含めた経過がございます。特に今年の春の1定に私どもの方の廃掃条例を、いわゆる当時、廃掃条例と言いましたけれども、廃棄物処理条例を全部改正を提案したときに、最終的に一定の整理を部内協議の中でしたんですけれども、実は、数年前から今の公害対策審議会を環境審議会にくら替えしたらどうかという話が、公害対策審議会の場でもちょっと非公式の話題としてなったこともありました。

そうした中で、実は法律のそういった規定もありまして、聞いてみますと、道内の主要市でこの法律に基づく審議会を持っていないのは、小樽市ぐらいだったというふうに記憶しているんですけれども、そういう状況の中でどうしようかと考えましたけれども、当時ちょうどそのころ、いわゆる行革がありまして、その審議会とかそういったものに極力増やす方向にはないというようなことがあって、実はその公害対策審議会を環境審議会に衣替えするときに、あわせて環境審議会ということになると非常に廃棄物の関係と密接な関連が出てくるというふうなことの理解もありまして、一つの審議会として、言ってみると廃棄物環境審議会的なものを一つ考えたらどうだろうかと、そのような議論経過がある中で、小樽市としては、最終的にこの廃掃条例の中に設置するというのをちょっと見送ってきたんで、そういうふうな経過がございます。

そういったことの中で、今公害対策審議会は先ほどありましたけれども、運営をしているんですけれども、今それを直ちに、ちょっと元に戻りますけれども、そういった中で、廃棄物環境審議会の中で部会方式をとって、廃棄物部会と環境部会にするか、そのようなことなんか部内協議などでいろいろ話題になったんですけれども、今言ったような事情の中で、なかなか直ちに公害対策審議会が環境審議会に衣替えする状況にも必ずしもないという形の中で、現在のところ小樽市は、その結果として廃棄物減量推進審議会も現実的なものになってございません。

したがって、もう少し公害審議会の、環境審議会のその衣替えといいますか、そういったことの見通しなり見極めをもう少し厳密に、少し単に環境部内だけの議論ではなくて、もう少し関係するところともいろいろなことの中で検討して、その見極めをつけた中で、今後ますます廃棄物の関係の部分、それに対する市民参加という部分が重要になって、必要になってくるということは今年いろいろ施策をやった中でも痛感しておりますので、その段階でいわゆる減量審議会を別途に設置することも含めて、具体的なことを、まだこれ市長、助役にも相談していないことなんですけれども、そういった方向で部内でまず検討してみたいなというふうに思っております。

○中島委員

廃掃法の第5条の2、3に示されている内容です。廃棄物減量実施のための住民参加要綱だと私は理解しております。本来なら、広域化計画も含めて、住民意思の十分な確認をすべきだと思うんですね。また、行政と住民が一体になって、このごみ問題に取り組むというのは基本でありますから、この住民の皆さんの参加、理解、協力、これを住民の皆さん自身の意見も参加させてやっていくというのは基本だと思うんです。

その基本になる推進審議会の計画がほとんど議論されていない。住民抜きじゃないですか。早急に立ち上げるべきだと思いますし、今おっしゃったように環境公害対策の方と一緒にするとかそういう問題ではなくて、ごみ問題としてのこの廃棄物を少なくしていく、ごみを減らしていくための市民参加の条項として、きちっと確認すべきだと思います。

ごみ行政に早急に市民参加をしていくためにも、この廃掃法に基づいて実施すべきだと考えますが、これはまだ市長、助役に相談していないというふうに部長おっしゃっていましたから、市長、助役、ぜひ住民参加を原則にしたごみ行政にするために、この推進計画、会議計画を市長、助役の責任で早急に立ち上げるということも含めてご検討願いたいと思いますが、いかがですか。

○助役

先ほど環境部長から申し上げましたように、現在、環境問題等を審議する審議会ございますので、そういった中でこういったごみ計画、減量問題等も市民にできるようなシステムになるかどうか。それからまた全道の10万都市のところのそのようないろいろな動きといいますか、あるようでございますので、こういった審議会の名称を使って、こういった事項を審議しているのかといったようなことも含めまして、少し検討させていただきたいと思っております。

○中島委員

ごみの減量状況について

それでは、次の項目に行きます。

4月から透明のごみ袋、7月から4種類の分別収集が開始になりまして、ごみの減量については環境部長から大変進んでいるというふうに報告を受けまして、今回資料も提出していただきましたけれども、三角印がいっぱいついていまして現状は進んでいることがわかります。

ごみ量そのものがこういった計画においても焼却炉の規模の設定に大きな影響をするわけですから、このごみの減量自体が、当初計画ですね、4月から透明袋を使って、7月からリサイクル計画を始める。そうすると、12年度にはどれぐらいのごみが減る予定だというふうになっていた分と比較すると、この今の減量状況は順調なんでしょうか。それとも、かなりもっと進んでいると考えていいんでしょうか。こちら辺の計画との関係はどうでしょうか。

○環境部長

ただいまの質問ですけれども、率直に申し上げまして、現在の基本計画をつくったときのごみ減量の状況ということからすると、これは予想をはるかに上回るというような言い方をしてもいいだろうと思います。

その中でも家庭系、生活系のごみはある程度、10%ないし15%ぐらい、月によってちょっと違いますけれども。

それはある程度、その想定したのとそんな極端な乖離はありませんけれども、事業系はこう極端にというようなことは必ずしも想定できなかった部分、この計画をつくったちょうど去年の今ごろぐらいから、この数字をはじき始めている、作業をしているわけですが、そういったようなことの中では予想を上回る状況である。

ただ、これは今までのこの議論をしたときに私自身が何回も申し上げておりますけれども、一般的に他市の例からしても、有料化した当座はかなり減量するとしても、2、3年たつと旧に復する傾向が今までどこの都市でも見られるというふうなことが、たしか議会の議員側からもそういった指摘があったことが記憶があるんですけれども、そういった状況、実は先週、おとついの日、札幌圏のこういった、ごみ担当者の関連の部課長の会議があったんですけれども、そのときも極端に減っているようなのでちょっと報告してほしいということであったんですけれども、その報告をしました後、やはり同じようなことが、あるいは札幌の部長から「そう単純に考えない方がいいよ」というような指摘もございましたけれども、もう少しこの辺あたりはきちっとものを見極めていった上で、今議員がおっしゃったような意味での施設の規模、機能、とりわけ量が減ったといえば単純にものが全部一律に減ったわけではございませんので、恐らくごみ質もかなり変わっていると思われましますので、その辺あたりの見極めを含めてや

った中で、適正規模を算定するような、資料的な整理をしていかなければならない、そんなふうに考えております。

○中島委員

つまり250トンの炉も必要なくなる可能性がある、もっと小さな炉に切り替える計画ができる可能性があるということですね。

ダイオキシンの対策関係閣僚会議で、平成22年度を目標にごみ減量化計画を出しています。一般廃棄物5%、産業廃棄物増加13%削減目標と、これはもう国で決められた内容であります。これに基づいて、小樽市のこの年度に合わせたごみ減量計画というのはお持ちでしょうか。

○環境部副参事

今のお話につきましては、平成11年9月に閣議決定された内容かというふうに思いますけれども、平成8年度に対して一般廃棄物の排出量を5%削減すると、こういう形で記載してございます。これ既にこの11年9月段階というのはございましたものですから、この広域化計画を策定する段階では、平成8年に比して5%の一般廃棄物の減量化は計画の中で盛り込んでございます。

○中島委員

わかりました。

今回、会派視察で水俣市に行ってまいりました。テレビでも新聞でも報道されて皆さんご存じだと思いますし、23分別のリサイクルで頑張っているところです。水俣は公害病を出したということを反省して、平成5年から、それこそ市民参加のごみの問題を討議する会議を立ち上げまして、市民と行政一体になって、最初から20分別を開始したという画期的な市であります。

環境を重視したまちづくりをするというふうに決めまして、瓶も色別に分けて6種類に分けられる。センター内部はクリーンセンターでしたけれども、異臭がほとんどしません。これまで何カ所か見学行きましたけれども、大体すごいにおいがするのが普通なんですけれども、水俣のクリーンセンターは全然においがしません。もうこれだけでまずびっくりしたんですけれども、水洗いと分別が徹底していて、水俣のごみはブランド品と言われているそうです。市内30カ所にごみステーションが設置されて、月1回住民が持参して、23に分けて処理しています。

この取組で、最終処分場の寿命を15年間延長したという、まださらに延びそうだという報告でありました。視察もすごく多くて、毎月50カ所とか来ると言っていましたけれども、水俣の教訓はごみの分別収集で大幅にごみは減量できるという、これは小樽も7月から始めて、効果あると思うんですけれども、それと市民参加の取組という中身、あと自治体独自でこの瓶の製造元に交渉をして、回収依頼をするということをやかなりきめ細かくやっています。

私、この話をしたら、品田課長は「それは住民の意識が高いからですね」なんて言っていましたけれども、3万1,000人ぐらいの人口の都市で300回以上の住民説明会開いているんです。市長命令の市長通達で、職員は全員自分の地域のごみ収集時間には1時間早く帰る。1時間遅刻してもいいから立ち合って、皆さんとともに取り組みなさい。こういうことをやりながら、この長いリサイクル確立してきたんですね。この意気込みというものをやっぱりすごく私感じたんですけれども、やっぱりリサイクル、燃やしてしまっ小さくしてしまえばいい、それで最終処分場に埋めればいいのかというのではなくて、ごみにしないということを中心にしなが、ごみ量そのものを減らすというのがごみ行政の基本ではないかとやっぱり思うんです。

こういう点において小樽市の今後のリサイクル、ごみ分別収集の計画、4種類で始まったばかりですけれども、今後の予定はどうでしょうか。

○環境部長

今おっしゃいましたその水俣市の状況というのはすばらしいことだろうなというふうに思っていますし、できればそういったようなことが期待できれば、小樽市でも実現できればいいかなというふうに思っております。

ただ、私が今まで3年間ほどいろいろやってきましたけれども、これ感想的なやつがあるんですけども、人口が3万、5万程度の自治体であれば、今言ったようなことがかなり現実の問題として対応が可能のようだけれども、これが人口規模が10万を出るところでは、なかなか具体的な手だてがとれていないというふうな感じで私自身は見ております。

だからといって、それをさぼるつもりはありませんけれども、難しさなわけですね。現実には、私どもでも今年の春からああいう形で透明のごみ袋をする、それから7月から有料化をして、言ってみると後発的に、今言った水俣から見ますと極めて単純なレベルで対応をやったんですけれども、それに対する市民の参加具合といいますか、対応具合というにもまだいろいろ問題があると。

そういう意味では、我々の、私たちの市民に対する対応の不十分さというのももちろん、それが第一なんでしょうけれども、市民サイドにおけるそういった意識もいろいろな条件があるんで、その辺あたりはまだ具体的なものにはしてありません。その一方で、最近ちょっと我々のこういった廃棄物を処理する行政の内部で、処理設備の機能との関係で、逆に家庭サイドで分別したものをするという方法とは別に、ある意味では一括してそれ集めたものを処理施設機能の中で処理した方が、市民の負担だとか、あるいは効率的ないろいろな行政サイド対応も可能なんではないかという議論も出てきているようだけれども、欧米は何かそういった傾向にあるという話もちょうと聞いたりもしているんですけれども、そんなような議論も出てきております。

例えば、今うちでは資源ごみを2つの袋に分けてもらっておりますけれども、先日も一緒しましたけれども、施設の状況によっては、それを1つの袋にして受入れして、あとは施設内の選別機能でもって4分別、8分別といったようなことが可能だというふうなこともあり得ますので、それがどっちが市民と行政とのトータルの中で選ぶべき道なのかなという問題意識は私自身持っていますので、そういった点を含めて、これから整備をしようとしているリサイクルなり粗大ごみの破碎だとか、あるいは焼却場の機能、規模、そういったものの見極めをしていかなければならないなというふうに思っております。

○中島委員

自治体の規模の問題では、日本ではまだそうかも知れませんが、外国ではどんなレベルの市町村でも同じようにリサイクル進んでいるわけですから、これはできないことではない。歴史の浅さの問題だと思いますから、取り組んでいく中身だと思います。

また、部長おっしゃった集めた先で分別する中身についても、品物によりますね。瓶などは回収する段階で壊れてしまいますから、そういう方法はかなり難しいと思います。回収している段階で全部壊れてしまったら、ほとんどそれはもう使えませんのでね。内容的にはもっと検討しなければならないかな、あるいは検討中であれば、ぜひいい方法をともに考えていきたいと思っています。

ただ、ごみの減量化はこのようにどんどん進む。大型焼却炉はつくったが、燃やすごみが足りない。使わない焼却炉の借金と広域連合のランニングコストだけが大きな負担として続く。こういう自治体が少なくないんです。ただでさえ苦しい自治体の財政を、また新たな圧迫ということで出てくる可能性が高いです。小樽がこのようなにならない、こういうことをはっきり言えますか。これ、市長どうですか。

○市長

もちろん、ごみの減量ということでいろいろな施策を進めていきますけれども、その過程の中で焼却場の建設という問題が起きてくるわけですので、そういった将来見通しといいますか、そういったものを十分立てながら、焼却場の建設、規模等について検討しなければいけないと。非常に大きな課題だろうというふうに思っておりますし、ぜひそういった方向で進めていきたいと、こう思います。

○中島委員

ダイオキシン対策について

私たちはリサイクルを進めてごみそのものを減らし、市独自の単独の焼却炉の設置をして、速やかに平成14年までの対策を立てるべきだと思っています。

ダイオキシン対策といいますけれども、現在700から800 の高温で24時間連続運転で大丈夫、出ない、こうおっしゃいますけれども、何を燃やすかで温度は差が出てきます。焼却炉内部も全部均一に同じ温度で燃えているわけではありません。これは化学の常識だと思います。そういう点からいけば、焼却という方法でダイオキシンが全く出ないと言えるのか、大変大きい根本矛盾があると思います。

小樽市の21世紀プランの廃棄物処理のところにも書いてありますけれども、ダイオキシンは塩化ビニールを燃やすことで、含むものを燃やすことで出てくると、こういうふうにはっきり書いてあるわけですから、塩化ビニールを含むものを燃やさない、これは原則だと思うんです。

そういう意味で、今燃えるごみを入れているビニール袋、これ自体も塩ビを含んでいるものを使っていると思うんですが、これはもう、すぐ変更できる中身であります。札幌市では既に塩ビを含まないポリ袋を利用しています。こういうところから手をつけるべきではないでしょうか。いかがですか。

○環境部副参事

初めに、ダイオキシンの発生の関係でございますけれども、一般的な従来像でいきますと、800から900度くらいの炉内温度の中でダイオキシンが分解をすると、1つそれがあります。燃やす段階ですね。それから、それを急速冷却することによって、ダイオキシンの再結成をその段階で防ぐと、こういったことでダイオキシンの発生量を極力抑えたと。それでその後で、例えば今でいうバグフィルターとかという中でダイオキシンをなおかつ発生量を抑えたと、こういう形で話が今の段階ではなっています。

实际的に、今現在での焼却施設を見てみると、0.001ng-/TEQm という形で、国の基準の10分の1、100分の1の単位でダイオキシンの発生の抑制をされていると、こういう形では出てきてございますので、まるっきりゼロということはある得ないかとも思いますけれども、そういうことになってございます。

それから、もう1つは廃プラスチック関係、塩化ビニールというのは廃プラスチックの一種類なんですけれども、そういう面では小樽市の今までの施策といたしましては、燃やさないごみの方に廃プラスチックを入れると、こういう形で対応してございましたので、そういう面での、可燃物の中にそういったたぐいのものは極力少なくなっているだろうというふうには感じているわけですが、新たにその袋の分も含めて、廃プラだから一切だめだという形のところがどこまで、その袋の費用だとかいろいろあると思うんですけれども、どのあたりまで市民の方の合意をいただいて、そういった変更ができるのか。そのあたりについては私も研究したいと思いますけれども、ただ、今の廃棄物の焼却施設の技術関係からすると、廃プラ類が入っていても入ってなくても、途中ダイオキシンの発生を抑制するという技術の中ではほとんど変わらないという状況は出てきてございますので、そのあたりもひとつ検討の対象かと思えますけれども、ただ、今まで私も小樽市、廃プラスチック類は燃やさないごみと、こういう形をしてきてございましたので、これについては引き続きそういう形で対応していきたいと、こういうふうに考えております。

○中島委員

おっしゃることはそうですけれども、燃えるごみを入れている袋が、ビニール袋が塩ビの中身ですよということを言っているわけですから、それはもう必ず幾つかみんな燃やすわけですが、市民のみんな。そのビニール袋を検討するというのは、市民の理解の問題ではなくて、行政の指導性の問題だということで進めていただきたいと言っているわけです。

あと、焼却炉とともに設置計画をしている溶融炉の問題についても、藤沢市の製作所の最新鋭のガス化溶融炉からダイオキシンが出ていた。あるいはスラグを最終的につくっても引き取り手がない。重金属も含まれていて、酸性雨に長時間さらされれば、この重金属が流出するかもしれない。安全性の問題やコスト面でも、まだまだ未確立

の分野はたくさんあります。余熱利用についても、ごみが減量されたときにどうやってこの施設を運営するのか、十分検討する必要があると、こういうふうに考えています。今返答は求めませんが、決められたルーチンの施設利用という形で決めてしまわずに、十分検討を必要とすると思います。

新幹線の環境調査について

次、新幹線の環境調査について、幾つか質問して終わりたいと思います。

基本的な問題として日本鉄道建設公団、ここから出されておりますが、新幹線の推進事業主体もこの同じ団体ではないでしょうか。

○環境部環境課長

新幹線の環境影響評価についてでございますけれども、この新幹線のアセスというのは新しい法律、環境影響評価法による初めてのアセス手続でございますので、事業者がいわゆる環境調査をして、その前段で今の場合ですと調査報告書、これが平成10年に縦覧されておるわけです。

その中で、調査報告についての住民意見、あるいは市町村意見、これは6項目ほどにわたりますけれども、それを経て、日本鉄道建設公団がいわゆる環境調査を行った後、環境影響評価準備書、これが今回の7月に縦覧をされて、ただいま市長意見の中身をご説明申し上げたところでございます。

ですから、環境影響評価法の中では、第12条で事業者は環境影響評価をしなければならない、まあ省略しておりますけれども、そういう規定をしてございますので、事業者がだれに委託するかは別にいたしまして、事業者が環境影響評価の主体であること、これは都市計画事業の一部の例外を除きまして事業者が行う。これについては法定の事項でございます。

○中島委員

進める事業者がやっている仕事が安全なのか、大丈夫なのかという点検をその事業者本人が行うということだったら、これは点検、チェックにならないというふうに普通思うのではないのでしょうか。

こういう点において、法律でこう決まっているからおっしゃいますけれども、本当にそれで安全な結果が出てくるのかどうかというのは素朴な疑問としてあるんですけれども、部長、いかがですか。

○環境部長

今、課長から説明しましたように、一方的にその事業者がやるということではなくて、やり方自体についてもあらかじめ関係方面、我々も含めてですけれども、そういったところにきちっと事前に提示をして縦覧もする、しっかり説明会もするみたいな、そんなようなことも手続をとっているということからすると必ずしも、確かに、素朴な意味では今委員おっしゃったような気もしないわけではありませんけれども、やっていること自体についての公平性は確保できる、そういう仕組みであるというふうに理解をしております。

○中島委員

法律の中身ですから、ここで変えるというわけにもいきませんが、考え方としては、その事業主のやろうとしている仕事を事業主の配下にある方々が、あれはやめた方がいいというふうに言えるわけがありませんから、本来、チェック機構としては働かないものを環境アセスにしているという矛盾があるということを指摘しておきたいと思います。

そういう意味では、小樽市の環境部の中に公害対策なども一緒に入れて、廃棄物処理場をつくるときに環境対策がチェックするというのも同じような中身ということでは、従来から共産党の方は別部署として隔離しなければならないということを提案しているのと同じ内容です。

内容の問題でいけば、国幹道と新幹線の関係の問題があります。これはそれぞれの計画が別々に進められているんですけれども、住んでいる住民にしてみたら、新幹線がここを通る。高規格道路も通る。いつ、どこを通過して、どこでクロスして、一緒になったときにどんな環境への影響があるのか。単独ならこういう影響、これはわかりま

す。合わさったときにどんな影響になるのか。工事期間は重ならないのか。そういう問題が明らかにならないと思うんですね。こちら辺についてはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

○環境部環境課長

ただいまの1・3・1小樽山手通、いわゆる国幹道、それと北海道新幹線の関係でございますけれども、まず国幹道につきましては、評価書が平成11年の11月にできております。これは準備書の縦覧の手続を終わった後でございますけれども、これと並行して北海道新幹線が新しい法律に基づいて環境影響調査が行われておりますので、いわゆる国幹道の方の細かい道路構造等についての検討はされておられませんけれども、少なくとも国幹道のルートあるいはトンネル区間等については承知された状態で、新幹線についての環境影響評価が行われていくふうに考えております。

もう1点、新しい法律に基づいたアセス制度、環境影響評価制度の中身で2つの事項がございます。いわゆる事後調査計画と申しまして、環境影響評価の手続、新幹線ですと、これから最終的な知事意見等を盛り込んだものが運輸大臣あるいは環境庁長官に提出をされまして、評価書の補正がされて、時期といたしましては恐らく年度末ごろに評価書の縦覧がされると思います。その後に、事後調査計画というのがこの準備書の中に盛り込まれておまして、今おっしゃったような現時点で把握できない環境の変化、そういうものに対応する事後調査計画というのを定めております。これが1点でございます。

それから、制度的には環境影響評価法の32条に評価書の報告後における環境影響評価、その他の手続の再実施というのがありまして、これはあくまでも判断主体は事業者でありますけれども、ですから新幹線については鉄建公団であり、1・3・1の山手通については都市計画決定権者の北海道あるいは北海道開発局が事業者となります。この判断によりますけれども、双方の事業の影響が懸念される場合においては、事業者において再実施をされることになっております。

そういう手続の中で、事後調査計画と今の評価手続の再実施、こういうところで、その環境影響についてのご心配な部分というものは担保されているものだと考えております。

○中島委員

これで終わります。

それぞれの事業主体とそれぞれの環境影響については、調査して報告をするという形になっていますが、それは小樽市にとって両方の影響を一地域の住民が多分に受けるという状況が高いわけです。先日の環境の委員会ですか、そのときに大津部長が言っているとおり、いつ始まり、いつできるのか、一番知りたいことが現段階ではどこに聞いてもわからない。こういう中身で、安心して環境調査の結果見ているわけにいかないと思うんですね。新幹線とこの1・3・1道路との関係が自分たち住んでいる者にとって、重複して影響を受けるときにはだれが調整するのか。小樽市が調整するんですか。これについてはいかがですか。

○環境部環境課長

先ほども事後調査計画のお話の中で申し上げましたけれども、具体的なお話として鉄建公団さん、あるいは北海道がそれぞれの事業者であり評価者であるわけですから、その部分について先に着工した方の事業、これの影響を次に着手する事業が実施設計を束ねていく段階で、国幹道であれば都市計画法の規定によつての問い合わせがあると思いますし、新幹線につきましては今の環境影響評価のところの流れの中での事後評価計画、事後調査計画の中での小樽市からの意見陳述ができるものと解しております。

○中島委員

ここはですね、「解している」のではなくて、責任を持ってどうなるかを明らかにしてください。それぞれのところに重複して同じ地域を駆け抜けるような道路と新幹線ができるとしたときに、環境評価の問題についてはどういうふうに調整するのか。住民の意見をそれぞれに言って解決するのではなくて、統一的な影響についての対応をす

る手段と方法についてさらにご検討した上、返答してください。

○委員長

共産党の質問を終わります。それでは、次に民主党・市民連合の質疑に移します。

○佐藤(次)委員

広域連合の問題について

今日報告ありましたいわゆるごみ処理基本計画の、とりわけこの広域連合設置の問題、中心的には桃内住民との話し合いが予定どおり進行していないというのが大きな課題であると思うんです。中島委員よりも質問ありましたが、とりわけ他町村のごみ搬入の問題とダイオキシンと。とりわけ、こういったどうしても施設については、住民対応は相当しっかりとしていかなければならないということは、以前の委員会でもそれぞれ議論のあったところですけども、先ほども部長や副参事の方から、これがだめなら次の手はどうするという、もちろんこういう答弁は今からできる筋のものではありませんけれども、関連市町村とは、小樽市は市で、あとは町村になるわけですけども、この関連町村とはこの問題についてはどういう話し合いの経過になっているのか。

そして、場合によっては、この小樽市以外の場所の今後の取扱いというか、こんなことも議論されているのか、されていないのか。大きい課題としては、その辺だけをとりあえずお聞きしておきたい。

○環境部長

当初の予定よりも若干ずれ込んでいる。これは私どもの方の理解でもまだ地元の皆さんに対するいろいろな訴え方といたしますか、理解をいただくという日にち、まだちょっと時間を要するということと同時に、町会側も町会側として話を右であれ左であれ、まとめるのにもう少し時間が必要、そういったような中での一つの判断でございます。

そのことの結果、最終的に来年の当初予定をしていました5月ないし6月段階での整備計画の持込みが事実上でなくなったということの中で、計画の道への申込みを1年先送りをせざるを得なくなった、そういうことなんですけれども、そのことについては、管内での助役会議ないしは部長課長レベルの幹事会の中で議論をして、お互いに共通認識に立って、相互理解をきちっと整理はできているというふうなことで、5町村の皆さんからすると、いづれにしても今のところ小樽市さんにそういったことで今いろいろな形でやっていただいているので、それを見守ると。その中で5町村サイドでできることならば、何でも言うていただきたいと、何でも対応していきたいと。そういうふうなことでありまして、そういった状況でありますので、必ずしもまだ、ここまだ明確に拒否というふうなことではございませんので、先ほども市長も言いましたようにお話をしている最中でありまして、次の手を、次の場所をどうする云々というふうなことの状況には至っておりません。当面、若干もう少し時間がかかるのかも知れませんが、さっき言ったようなふうなことで、一定の処理ができるようなふうなことをめがけて誠心誠意、精力的に地元の皆さん、幸いに町会側も話し合いを拒否しているのではなくて、話し合いはきちっとやっていこうと、お互いに。そういうふうなことの基本的な確認はできておりますので、そういったことに当面邁進をしていきたい、そういうふうと考えております。

○佐藤(次)委員

とりわけ、ダイオキシンの問題は、これは処理施設の能力の問題と、どうその基準をクリアするために検査体制をしっかりとさせていくかというようなことで、今のいろいろな意味の化学水準の部分では、ぎりぎりのことを処理できるだろうというふうに思っていますので、この点は余りそういう意味では住民の方がまたいろいろな講師の先生を呼んでという話もありましたが、何とかクリアできるのかなと。

ただ、感情的な問題としてのいわゆる他町村の部分、小樽が85%程度で、残りが周辺自治体だと。こういった感情面の問題というのは、今までのいろいろな行政の中でも規則で基準をクリアする、あるいは何かでクリアしてい

くということは可能なんですけれども、こういった問題というのは非常に根深い問題にややもすれば発展していくのかなと。

このあたりのですね、広域連合の以前には当然桃内の処理場については、そういった関係町村の部分というのは入っていなかったと。したがって、広域連合によりこういったことになっていくと。

それで、その説明はこれ以上どういう説明があるのかなと。結局、説得ということ、あるいは町会還元に対する手だての問題、さっきもちょっとありましたけれどもね。そういったことで結局は解決するしかないのかなと。この辺の展望、見通しみたいなもの、もう一度住民の側の意見と市の側の考え方というか、この辺をもう少しかみ砕いてちょっと話していただきたい。

○環境部長

他町村のごみを小樽市の行政区域に持ってくるということに対する感情的な問題です。人の気持ちだけになかなか面倒な要素が逆にありまして、ダイオキシンであれば化学的にこういう処理ができるのでということの説明で、ある程度お分かりいただけるのかなというふうに思っているんですが、その辺あたり非常に難しい要素は抱えています。

私どもが今申しているのは、1つは、今仕組みとしてどうしても広域をとという方法をとらざるを得ないという事情についての理解をまずして、お願いをします。

それと同時に、もう1つは、たとえ5町村からごみを持ってきたとしても、そのことをもって、今幸いなことに地理的な条件といいますか、そういった条件からすると、量もそんなに、今小樽市側が運んでいる量に比べるとごくわずかみたい。車の台数にすると10分の1程度ぐらいであるというふうなことなんかもお示しをしながら、具体的にそのことによって地域の皆さんの生活に影響を及ぼす要素というのは、ほとんどないのではないだろうか。

一般的にフルーツ街道を經由してきて、車両がですね。そういったことだと、落の下の部分で一部接触、接触といますか、そういう状況というのはありますけれども、あそこはああいう形で道路整備も年内に全部できるような見通しにもなりましたので、そういったようなことからして、そんなにご迷惑をかける要素というのではないのではないだろうか。その辺あたりなんかを粘り強く、分かりやすくお話をしてお分かりを、何とかその辺あたりで理解をするというふうなことに誠心誠意やっていく。そんなようなことになるかと。そして、そういったことの結果として、必ずしも見返りではありませんけれども、そういった一種の要素があるとすれば、今委員からお話があったようなその地域に対する一定の手だて、それなりのいろいろなことも、今年から埋立てた最終処分場の付近にもいろいろ地域要望という形での対応をしておりますので、そういったような形の中で、少しでも理解をいただく環境づくりといいますか、条件づくりといいますか、そういったようなふうなことで考えていただくということにしていきたい、そんなふうに考えております。

○佐藤(次)委員

それから、もう1つ、天神の焼却場のかかわりですけれども、いろいろな意味で老朽施設になった機に当然今言うダイオキシンの対策がもう難しいということで、1年早めて、予定よりもですね、閉鎖すると。それはそれで一つの方法だというふうに思いますけれども、残された跡地というんですか、この点について。あの土地がすべて全部市の土地だったかどうかよく承知していませんけれども、跡地の問題をどうするのか。

それから、今既に桃内の方に搬入をしているわけですが、いわゆる作業員の詰所あるいはそういったものをあのまま放置されておくのか。仮に焼却場が桃内の方に設置になれば、またそれなりに対策があるのかなと思いますけれども、天神の方についての整備というか、そんなことについてどうこれから進めるおつもりなのか、それを最後に質問します。

○環境部長

今のご質問は、まだまだ不確定要素がたくさんございまして、今の段階で断定的に申し上げるのはちょっと

いるあるんですけれども、1つは今お話ありましたように焼却場を含めて、一部今民間に貸している土地を含めて、あの一帯は市の土地でございます。

焼却場を終わった後のことですけれども、当分の間、いわゆる収集運搬をやる事務所があそこにありますもので、その部分が当分まだあそこでやることになると思いますので、それまでの間、直ちに今処分するというふうなことにはちょっとならないというふうに考えております。

それと、もう1つは、これは最近の状況で非常に今困惑をしているんですけれども、焼却処分場を取り壊すときにえらい条件といたしますか、どこかちょっと今ど忘れしましたがけれども、内地におけるそういった処分をやったときに、その環境、そのダイオキシンの関係で、非常に周辺の環境に及ぼす影響が大きいということで、一時取壊し作業はストップさせられまして、取壊しをするときの基準みたいなものが示されたんですが、その基準を満足をして取り壊すということになると、それこそ億とか何とかという取壊しの実費のほかに余計かかるみたいな状況にもなっているようであります。そんな問題も1つ抱えています。

それで、そういったような状況もありますし、今言った収集運搬の関係の事務所をあのままあそこに置くのか、車庫ともあそこに置くのか、今言ったようにかなり老朽化をしておりますのでですね。それと、やはり焼却場とそういった事務所は一般的にいうと近隣に、そばにあるのがどうも苦小牧の新しい焼却場を見てもそのようですから、そういったような状況になるのかどうかというあたりも含めて、これから見極めをつけていかなければならない。そんなような状況にはひとつなっていると思います。

基本的には、やはり桃内の新しい処分場ができれば、そこへその収集運搬関係の事務所も移すのが一般的かなと思いますけれども、これもまたいろいろやっかいな条件、特にああいう交通不便なところで職員がそこへ通勤するというこの問題だとかいろいろ出てきますので、その辺あたりの問題を含めて、これからの検討課題の中で処理をしていかなければならないということでもあります。

ただ、参考までに申し上げておきますけれども、一応そういったようなことで焼却場がそういうことになるという中で、将来、いずれにしてもあそこへそのまま置くとしても、そう遠くない時期に廃棄物事業所自体は建て直しという時期もいずれそう遠くない時期に来るというふうなことがありますので、跡地利用のことについてはどんなようなことなのかなというふうなことは私どもの一つの検討課題として上がっております。

また、他方、焼却場をそういったことでやめるというふうなことの情報をつかんだ中で、現実にあそこのお貸しをしている方、あるいは近隣の方から、跡地の取得の要望を非公式にといいいますか、譲り受けですね、そういうお話がもうちょっと来ていると、そんなようなこともあえてつけ加えさせていただきたいなと思います。

○委員長

いいですか。

○佐藤(次)委員

いいです。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結して、公明党に移ります。

○佐藤(幸)委員

事業計画について

私の方から、端的に3点ぐらい聞きたいと思ってます。

1つは、スケジュールが1定分ずれましたよね。これによって、今までの事業計画は変わってくるのかどうか、これから伺いたいと思います。

○環境部副参事

事業計画の関係ですけれども、当初の予定でいきますと、この第4回定例会の中で焼却施設に関する、建設に関する事前の事業計画などを策定するコンサルタントを特定をして、その予算化をこの4回定例会に予算計上すると。

それが終わって以降、1月から6月いっぱいまでに6カ月間でその計画策定をすると。これは補助申請に当たって、14年度着工するとなると、国にその6月ぐらいまでに事業計画なり、いろいろなものと一緒に付けて申請することになると。こういう中でやってきました。これが第1回定例会で新年度事業になると、14年度の補助申請にする感じの1年前の13年度に間に合わなくなると、こういったような状況になるかというふうに思っています。

そうしますと、事業の開始年度が14年の当初から1年間遅れて15年度着工と。それから、事業者の計画でやりますと、3カ年でやるとすると、14、15、16の工事期間で17年度供用開始ということになってございましたけれども、それがそのままずれたとしますと、15年、16年、17年で18年度本格供用開始とこういう形、1年ずれ込むということが、供用開始自体がずれ込むということが予想されております。

○佐藤(幸)委員

もう1つは、この計画どおり1定ずれて、だけずれたらいいんですけれども、もっとずれるおそれもあるんですよね、今も住民の合意を基本にしてという話ですから。この住民の合意は一つはどこまでの住民の合意、町内会でいいのかと。あるいは1人とか2人とか反対している人はそれはいいのかという問題と、もう1つは、もう1定あるいはもう2定ずれてくるとどうなるのかと。この辺のことまでも聞いておきたいと思いますが。

○環境部長

地元合意の定義といいますか、この考え方ですけれども、最終的には町会さんがどういうふうなご判断をいただくかということに依拠したいというふうに思っています。それはさっき副参事も言いましたけれども、過半数とか何とかという単純なことではなくて、大方の町会の理解という形の中で何とか町会としての、町会というより団体としての意思をいただきたいものだというふうに思っています。

それから、さらにずれ込むような状況というのも想定をしておくような、余りそういうのはしたくはないのですが、このことは実は最終的には最終処分場の埋立計画とリンクしてくる問題もございますので、あるいは広域でやるということになれば、他市町村のごみ処理との関係の問題も出てきています。

したがって、そういったことのリンク、その影響ということも当然また、さらにということになれば、その辺あたりの見極めをつけて、それこそそのときには、さっきお話ありましたように、まだ引き続きその桃内をお願いをしていくという形でいくのか、それでない道も視野に入れていくのかと、その辺あたりが、それはいつになるか、余りそういうことを想定はしたくございませんけれども、そういったことになるのかなというふうに今の段階では一般論として申し上げておきたいと思います。

○佐藤(幸)委員

先ほど、条件闘争的なものも何か報告されましたけれども、向こうの方から条件があるような話でね。こういう条件というのは具体的に今言えるんですか。賛成のための条件ですね。

○環境部長

いろいろな意見は戸別訪問のときなんかのお話しを通じてお聞きをしておりますけれども、それをまだ町会から整理した形ではお示しをいたしておりませんので、今この場でこういったことがあるよと、例えば除雪はどうなっているという話は、率直に言って、冬近いものですから出てきている状況がございますけれども、まだ正式に町会からのお話はございませんので、その辺あたりは今の段階ではちょっと控えさせていただいて、改めてきちんと町会何かで意思表示があった段階、これたしか最終処分場のときもそうだったというふうに承知しておりますけれども、この段階では改めて、これは議会の皆さんともご相談、場合によってはご相談しなければならないことだと、予算を伴うというそういう意味も含めてですね、ありますので、その段階でご報告を申し上げ、ご審議をお願いしたいというふうに思います。

○佐藤(幸)委員

広域連合の規約につて

次の質問ですけれども、1つは広域連合の規約が2月につかめるとかあったですね。これは2月のいつごろ出るのかという問題と、それからもう着手しているのではないかという、今の時期ですから、もう着手しているのではないかと。どういう形になっていくのか、その辺が外郭見えたら教えてください。

○環境部長

広域連合の規約ですけれども、極めて実務的に申し上げますと、室蘭の西胆振の例があり、さらに先日、上磯を中心とした渡島の方のごみ処理の関係、広域連合が発足しているということもありまして、それを準則的にといいますが、ひな型として使えるというふうなことも含めまして、おおかた実務的にはそう大きい問題、これは道とも何回かお話し合いをしているんですけれども、問題なのはこれは前のときにもいろいろお話ありましたけれども、広域連合の議会の構成の関係とそれから執行機関の構成をどうするかということのこの2項目、それがすべてだという話ではありませんけれども、大きなものとして見れば、この2つの項目のある程度の整理さえつくと、広域連合の素案としては、まとまるような状況には一つあるということは、申し上げておきたいと思います。

○佐藤(幸)委員

中身に入って議会の構成ですね。これはほかの市へ行行って聞いてきました。いろいろなことしていました。私自身は10人ないし12人ぐらいがいいのではないかなと思いますよね。1つには、各会派、5会派から1人ずつ出てくるとか、あるいは5町村だから5町村から代表出るとなると10人。ただ、それじゃ、ちょっと自民党さん多いから2人だとか、それでもう1人出てもらって12人、この辺ぐらいなのかなという感じはしていますよ。報酬とか何とか別にですよ。

これは環境部でつくるんですか、それとも議会事務局なんかも交えて、どこでこれ検討していくんですか。

○環境部長

非常に微妙な問題で、すべて私が今この場で答え切れるかどうかということですが、一般的に本市役所の内部のこういった事務処理のことからすると、一定部分いろいろな情報を集めて、というのは他市の状況だとかですよ。今おっしゃったようなことなんかも含めてやって、たたき台的なものを、失礼ですけれども、そういったものを庁内的にもんで、市長のある程度の考え方をまとめた中で、この後がちょっと言いにくい部分なんですけれども、たまたま今日議長がこの席にいらっしゃいますけれども、取扱い等については僕の感覚からいうとその辺あたりは、代表的には議会にもあらかじめご相談といいますが、協議という部分になるのか、その辺あたりは私言葉ちょっと今厳密な意味で申し上げられませんが、そういったことになって、基本的には、相互理解の中で物事が整理がされて、当然ほかの町村との関係も出てきますね。

そういったことの見極めもつけていただいて、5町村は5町村内での、あそこは一部事務組合でまとまってやってきたという経過が一つもうありますので、そういったことも含めた中でのことで、一方的に市長部局で、あるいは環境部でつくって、これはどうですかということをいきなり議会に提案するということは一般的にはないのではないかと。事前にそれなりの一定のアクションといいますが、いろいろな公式、非公式ということになるのかと思いますけれども、そういったことはやらないとならない事項ではないのかなというふうに思っております。

○佐藤(幸)委員

この広域連合に関してはかなり重要なことなんですよ。今後の運営とか全部かわりますからね。ですから、具体的にスケジュール的にですね、2月に案を示すというのなら、いわゆる12月まで素案をつくるのか、あるいは1月になるのか、その辺のスケジュールというのは、もう少し明らかにできますか。

○環境部長

そのこと自体も、実は私としては非常に気がはやっている部分もないわけではないのですけれども、やはりこれ

も地元のめどがつかない中で、不用意にやっぱりやるということはいろいろな形で知られてしまうことになりますので、そうなると地元の人にとっては見切り発車的な受け止め方をされると、私どもとしては非常にまずいことだというふうに思っていますので、このこと自体も当然地元との関係の一定のめどといいですか、基本的な道筋が見えた段階での処理にしたいというふうに私自身は考えておりますので、そういう意味では今の段階で年内になるのか、1月になるのか2月になるのか。

2月になってから無理ということになると、1定がどうなるという話になりますけれども、一般的には私が今考えているのはそんなようなことで、地元の皆さんにマイナスになるような対応にするようなことは、一切避けたいと思っておりますので、そういった点でご理解いただきたいと思います。

○佐藤(幸)委員

業務委託の事業計画について

事業計画の策定、業務委託しましたよね。この事業計画の内容についてはどの辺までなっていますか。ちょっと詳しく教えてください。

○環境部副参事

事業計画の策定するコンサルタントの業務委託の関係ですけれども、前回の厚生常任委員会の中で、私どもという高度な専門技術性を要するということから、業務のそのコンサルタントを選定するに当たって、社団法人全国都市清掃会議に業務委託をするということにしておりました。

それで、10月2日に全国都市清掃会議と委託契約を結んでございます。それ以降、内部に審査委員会などをつくっていただいて、今現在、業者からプロポーザルを受け、それをヒアリングして、今の段階ではもうそろそろ決まるかに聞いておりますけれども、聞くところによりますと、11月の29日に成果品が小樽市に提唱されると、ここまですんでいることになってございます。

私どもの考え方としましては、成果品が出た以降、直近の厚生常任委員会の中で、そのコンサルタントの選定の経過についてご報告したいと、こういうふうに思っております。

○佐藤(幸)委員

問題なのはこの中で、いわゆる燃焼方式あるいは機種まで決めるのかどうかということ、これが問題なので、これはどうなんですか。

○環境部副参事

この次に、もしやるとするとその中で、例えば補助申請に当たって施設の規模、それからトン数、こういったような燃焼方式によって予算がかかるかどうか、そういった部分が出てくるかと思えます。それを費用を算定するに当たっては、今委員ご指摘の機種関係も選定の経過の対象になるかというふうに思えます。

ただ、そのときに、機種関係も含めて決めるに当たっては、専門家をさらに人数を増やしまして、私どもの事務方部分ではなくて、そういった専門の委員の中で、小樽市のごみ質だとかごみ量だとか、そういった部分を参考にしながら、こういった焼却形式がいいのか、ダイオキシンの抑制対策はどうすべきか、そのあたりを専門的にご議論いただく委員会といたしますか、そういった中で、ご検討いただくことを今の段階では考えてございます。

○佐藤(幸)委員

それが問題なんですよ。私は前回の厚生常任委員会にも言ったんだけど、この機種選定に当たっては、余り踏み込まないで、いわゆる本当に専門家を集めたような形で長い時間かけるべきだと。そして、どこから見ても不正がない、あるいはきちっとやっているという形をとっていかないと、前回のごみ処理なんかの形のときも非常にめめましたからね。こういう二の舞はしたくない、そう思っているんですよ。

ですから、ここで網かけて、もともとのガス化の案が出てってやってしまったら、もう決まっているわけでしょ

う、業者というのは。そういうこともちょっと問題はあるのではないですか。

○環境部副参事

私どももガス化、例えばですよ、例えばガス化にすると、今大体30社程度がそれぞれの技術持っているわけです、それもいろいろな方式で。

そうすると、ガス化溶融だけでも36社ぐらいが自分のところの技術がこういうのがありますよと。そういうのは例示があるわけですよ。そうすると、そのほかに、例えばそれだけはありません、例えばそれだけそろっているサンプルありますので、そうすると、その中でもいろいろな方式あるわけですが、その方式がどういうのがいいのかなというふうになるという話になるかと思えますし、それより以前にそういうガス化溶融炉がいいのか、既存の焼却炉の輪との灰の処理を灰溶融するですね、プラス灰溶融効果、これを選定をするのか。基本計画は2種類ありますので、その方向の議論がまず先に選定されるのかなと、こういうふうには思っています。

○佐藤(幸)委員

私の意見では、選定委員会をちゃんと設けてくださいという話をしているんですよ、公に。そこで出した方式でお願いするとかという形にしていけないと、これは本当に黒い部分が出てきて、ダイオキシンが小樽市内にたくさん出てくるのではないかという感じがするんです。

○環境部長

今、委員がおっしゃったこと、前回もたしか委員会のときにご指摘がございました。

それで、まだ最終的にそういうことで意思決定したわけではございませんけれども、基本的にはこういうふうを考えております。今選んでいるコンサル、それはコンサル選んでいるだけでして、コンサル選ぶ過程で燃焼方式とか何とかを決めるわけではございません。選んだコンサルタントが自分なりの持っているノウハウでいろいろな形の提案といいますか、そういったようなことのコンサル業務をやりまして、それに基づいて決めていこうと思っています。

ただ、そうはいっても率直なところ、小樽市役所内あるいは5市町村内には、それこそその道の専門家であるコンサルの持ってくる資料を、特にその技術的な要素が多分に多いわけですから、それをかなり広範囲にわたる技術ですので、それを具体的にどう評価するか、どういうふうにそれを見るかということの率直にいう能力はほとんどないと、残念ながらそう言わざるを得ない。

したがって、その辺あたりのチェックといいますか、評価なり見極めというものの作業をこのコンサルにそういった一連の作業を委託する、コンサル業務を委託をするほかに、そのコンサルがやることのチェックを全国都市清掃会議の技術部の人間、技術部にですね、その技術部には現実に日常的にこれまで、はっきり言いまして東京都であるとか横浜市であるとか、常時そういった施設整備の關係に携わった技術者が出向くとか、それから退職後そっちに來ているという方が、スタッフがおりますので、そういった方が中心になっている全国都市清掃会議のその方たちのそういう今までの実績の力でもってチェックをしていただく。

ただ、それだけではまだ不十分だと考えますので、そこで今の委員の質問になるんですけれども、そのチェックをする全都清の中に、今回コンサルを選ぶに当たってお世話になった学者さん、大学の先生、具体的には北大の、北海道ではそういった方の第一人者ですけれども、そういった方だとか、現実に今そういった仕事を現場で、あえて積雪寒冷地ということで道内でも考えようと思っていますけれども、そういった方たちによって構成をされる、名前は正式に決めていませんけれども、ちょっと今までの全都清との非公式打合せのように、技術検討委員会的なものをつくって、そういう意味では二重の体制、コンサルのやる業務をチェックする体制をつくって、最終的にその中で処理方式なりといったようなものを見極めをしていこうと。最終的には広域連合で形式的ですけれども決めるんですけれども、具体的にはそのことの結果によってやっていこうというふうに現段階で考えて、そういったことで進めよう。

ただ、これは来年の4月以降の話でございますので、コンサルが今月末に決まりますれば、その辺あたりを含めて決まったコンサルトとそれから全都清との間で、また来年の3月までいろいろのことの協議をして、その体制づくり等ほかについては必要に応じて、報告を通しながらやっていきたいなと思っております。ちょっとくどくなりましたけれども、そういうことです。

○佐藤(幸)委員

終わります。

○委員長

それでは、公明党の質疑を終わりまして、市民クラブに移します。

○松本(聖)委員

天神焼却場の跡地利用について

先ほどの質問に関連して1点聞かせていただきますけれども、先ほど部長おっしゃっていた本州の方のお話ですが、それと大阪の事例かと思うんですが、焼却場の解体の話ですね。これ、私の知るところでは夏ごろだったと思うんですが、大阪の能勢町というところの焼却場、これの解体処分するに当たって、土壤汚染や何かが問題になって、この作業員がダイオキシンに汚染されておったと。体内から高濃度のダイオキシンが検出されたという問題だったと思うんです。

このことから考えますと、天神焼却場の解体、それから汚染土壌の撤去に関して、かなりコストがかかるということは先ほどおっしゃっておられましたけれども、厚生省の対応というのはどのようになっているか、円滑にやっておられるのか。

○環境部長

ちょっと資料は持ってきていないので詳しい中身は別ですけれども、一応ストップがかかった後、たしか10月か11月段階に、それをやる場合の基準みたいなものが、かなりきめ細かなものですけれども示されておりまして、囲いをするだとか、たしかそれに従事する人はどういうふうな防御策なのか、かなりきめ細かな基準が示されたというふうに承知をしております。

○松本(聖)委員

それに関連しまして以前から、この前からなんですが、天神焼却場周辺の土壌の汚染状況を調べてほしいということをお願いしておりましたけれども、これは近い将来あそこを、先ほど民主党さんからも質問ありましたように跡地利用するということであれば、安全な形で民間の方にお渡ししなければいけないという問題があるかと思えますので、もう何カ月になりますかね、もう春の時点から、去年からかな、ずっとお願いしてきているんですが、進捗状況はいかがなっていますか。

○環境部長

大変申しわけないなと思っているんですけれども、そういう意味では非常に答えにくいんですけれども、今言いましたように、まだ最終的に関係労働組合と整理はついたわけではございませんけれども、ほぼ今年度いっぱい焼却場をやめるというようなことになってですね、なったときに、あとその跡地の関係も含めていつ取り壊すかというふうなことも出てくるかというふうに思います。

答えにくいと言ったのはそのことでございまして、最終的に跡地利用との関係で、取壊し時点のときに調査をするということでは何とかご理解を賜りたいなと。今すぐやるという状況には必ずしも、いろいろ考えてはみたんですが、ないということで、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

○松本(聖)委員

利用できる市の財産が、下手すると何年もほうっておかれることになるわけですよ。調査が終わって処理が終わ

らなければ譲り渡しもできない、売却することもままならないというような状況が続く可能性があるわけですよね。だから、少しでもね、確かに金のかかる話なので問題があるとは思いますが、早め早めに手だてを打っていかねければ、貴重な土地を遊ばせておくのももったいないですね。ましてや新幹線が通るんだそうです。すぐ隣に駅ができるそうですから、少しでも早く対処していただきたい。

○環境部長

ちょっと補足的に申し上げさせていただきますけれども、実はあそこの部分だけ切り離して処分するということは基本的に考えないでおこうと思っています。

もし、あそこを処分するときには、あの後背地を今民間の処理業者にお貸しをしているところもありますし、それからさっき言った収集運搬、家庭ごみの収集運搬の事務所もございますし、さらにその山寄りには、し尿の収集関係を一元化して民間委託をしたときに、その業者にお貸しをしているところもございます。

そういったことを含めて、一体的な処分をでき得ればしたいなというふうに基本的には考えておりますので、そういう意味では、1つには、さっき佐藤利次議員のお話にあったうちの事務所の皆さん方といいますか、それがどうなった段階で壊す時期というのは決まってくるかと思しますので、そういうふうなことで考えているということ、さぼるつもりはないんですけれども、所々の状況をご紹介したわけでございます。

○松本（聖）委員

桃内町民との合意について

桃内の方に話に移りますけれどね、先ほど町会との合意という形でおっしゃっておられましたね。個々の同意を得るのではないんだと。町会単位での同意が得られればいいんだというお話だったと思います。本当にそれでいいんでしょうかね。

町会単位って、要するに、じゃ、町会の方で多数決をとって賛成か反対か、そんな単純なことではないと思うんですけれども、何がしかの町会としての意見というのをを出してくると思うんです、賛否のですね。

そうなったときに、狭い地域ですから最後まで反対される方も、当然いると思う。今地域住民のお話を伺うとおおむね反対なんですね。「賛成」と言っている人は余り聞かないんですね。会う人、会う人、やっぱりそれはほかの町のごみ持ってくるんだったら反対だろうと言う人が多いんですよ。そういう方が最後まで粘った場合、じゃ、町会としては賛成だよ。何を心配するかというと、言葉悪いです、こういう委員会の場にそぐわない言葉かもしれませんが、昔、村八分というのがありました。そのような状況にそういった方々がなりはしないかと非常に心配しておるんですが、果たして、ですから町会としての合意でいいのかどうか、再度お尋ねしたい。

○環境部長

町会としての対応でと申し上げましたのは、1つには現在、今規約を改正をしました最終処分場のときの関係の取扱いは、一応そういうふうな形で町会的にも整理をしていただいたという実績があるという中で、私どもはそういうふうに見ておりますし、これまでの町会役員さんの方たちとの公式、非公式の場でのいろいろなやり取りの中から、現段階ではそういうふうなものの考え方をしているということでございます。

ただ、時代もその物も違いますので、今おっしゃったような場合の対応については、その段階で果たして町会だけでいいのかどうかというあたりの問題、最後に指摘あった部分、私が管理課長時代、今の伍助沢の横に最終処分場を建てようとしたときに、やはりちょっとそういったようなことで、町会を二分的な要素をして分裂を云々みたいなふうな指摘を受けた経験が私自身ございますので、そういったことのいわゆる村八分的な要素の話ですけども、そういったことなど生じないように、十分にそれは地域の皆さんにもお話をしていきたいと思っておりますし、町会の役員の皆さんともその辺あたり、お互いに気をつけといいますか、配慮しながらお話し合いと、そういったような形で進めていこうと思っております。

○松本（聖）委員

以前にもそのようなことを経験されたのであれば、なおさらのことね、広いところならいざ知らず狭いところですから、地域としてはね。十分に個々の事情を考慮して対処していただきたいと、これはちょっと私の希望であります。

単独方式と広域処理について

それと、ちょっとそもそものところで、再度確認をさせていただきたいんですけども、その最初、市単独方式の焼却炉を桃内に建てるということでお話が進んできたんだと思います。途中で補助金ですとか、いろいろな兼ね合い、それからグローバルなといいますかね、世界的なダイオキシンの抑制ということに対処して広域処理という形になってきたんだと思うんですけども、そもそも桃内に焼却場を単独方式で建てるんだといった計画、基本計画、これの年度というのは何年だったんですか。

○環境部長

間違いないと思いますけれども、平成15年着工で、15、16、17の3カ年で建てて、18年からの焼却開始、その前段の13、14、15でたしかリサイクルプラザを建てる。そういったのが今までの平成8年の3月につくった基本計画での事業計画だったというふうに記憶しています。

○松本（聖）委員

それが平成15年着工というのが予定だったのに、広域処理になった時点で、途中でそのややこしい話になってしまった時点で、14年に繰り上がったというのはどういういきさつなんですか。

○環境部長

1つには、今のやはりダイオキシン規制によって、天神の焼却場なりが使えなくなるというような状況と、それとそれに伴って広域処理という条件が出てきて、後志6市町村というグループ付けを同時にされた、されたというのはあれですけども、そうしたときに、後志の同じグループになる5町村がぎりぎり我慢できる、そういう意味では今度の路線変更だの、計画変更というのは非常にシビアな要素をはらんでいるんですけども、そういったこと。

それから、もう1つは、あと付随的な要素としては、13、14、15でリサイクルプラザをつくって、ある程度その辺あたりのごみの減量をというようなことをやっていたのが、結果的に、具体的に平成11年度か12年、私10年から来たんでしょうかね、それから、なかなか具体的に展開できないという中で、そういったことを総合的に勘案する中で、リサイクルプラザは後ろ倒しだけでも、そのことの埋め合わせ、埋め合わせではないんですけども、焼却場をいろいろなその他の要素もあったんで、1年前倒しをするということでやったことによって、小樽市の埋立計画、話は前後しますけれども、現計画を立て、さっき申し上げた計画を立てたときに比べて、埋立てごみ量が極端に増えている状況ということもありましたので、その新しい最終処分場の埋立て期間との関係、そういったようなこともあって、そういう判断をした。14年当時であれば、14年ぐらいに建てて、17年の早い時期に焼却を開始しないと、せっかくつくった、私、よくそういう言い方したと思いますけれども、最終処分場があつという間に満杯になってしまうと。そういったようなこともあった中での判断だというふうにご理解いただきたいと思います。

○松本（聖）委員

このたび住民説明を始めたのは今年の夏ですよ。春でしたか、夏でしたっけね。

これで平成15年着工なんですよ。18年の供用開始の予定になってしまったんですよ。

14年に着工して17年に供用開始をするとしたら、さらに1年早く行動していなければならなかったわけですよ。それでなくてもおこなっているんだから。済みません、言い方が分かりにくいかもしれませんが。今皆さんが一生懸命やってられる作業を本来ならば1年先にやらなければならなかったはずなんです。そうですね。

それで、広域処理にしないではいかと決めたのは平成何年なんですか。

○環境部長

結果論として今委員おっしゃったように、今やっている作業は去年の今ごろやっていなければならないと言いますが、道の指導によって広域処理の関係の整備を、作業をなさいという道からの指導といたしますが、提出したそれに基づいて作業を10年度、11年度の2カ年でやるというふうなことの整理の中でこういうふうになりました。

それで、最終的に基本計画の再調整というのは、今年の3月末に出来上がりまして、それを首長会議で、最終的に6市町村長の首長会議でオーソライズしたのが5月と。そういった中で、議会報告が6月という中で、7月入ってすぐ、事前にちょっと地元の役員の方にはその段取りをご相談申し上げましたけれども、そういった意味では7月から地元に入っていく。それがぎりぎりの日程であったと。

私どもの判断としては、今年の、どちらかというと春の段階でそういった日程的な調整、文言を考えましたので、おおむね6カ月ぐらい、今年いっぱいかければ、何とかその地元住民の関係の整理をつきたいという願望的な要素も含めまして、何とかしたいというふうなことで臨んできたんですけれども、さっき副参事からありましたように、ちょっと中間的に新しく始まった処分場の問題の整理ということであって、時間が経過した事情もあって最終的に1年。本当は1年ではないんですけれども、結果的に道内の持込みが年1回ということの中で、1年ずれ込まざるを得なくなったわけです。そんなような状況でございます。

○松本（聖）委員

天神の焼却場がもう使えなくなりますよ、これはもう決まっていました。市単独で焼却場を桃内につくるんですよ、これも決まっていました。途中、平成何年でしたか、10年でしたか、広域処理にするんですよということも、もう決まっていました。そうですね、今の部長のお話だと。それで、住民に説明を始めたのは平成12年。何でもここに2年間もブランクがあるのかと思うんですよね。14年に本来やりたいんだということであつたら、もっと早く住民に説明すべきだったのではないですか。

○環境部長

住民に具体的に説明するような、例えば14年着工ということの整理も、先ほど申し上げました道の指導によるところの平成10年度・11年度事業として取り組んだ基本計画を整理する結果として出てきた。そういう意味では、14年度に着工をするということの整理は今年の3月段階でできたことでして、それまでは、確かに天神焼却場自体は14年の12月以降、今のままでは使えなくなるということも承知をしておりましたし、ですけれども、お金をかけて補修すれば使えないことはないという状況も、これはどうでもいいことなのかもしれませんけれども、そういう状況がありましたので、今年の6市町村によるその基本計画づくりがまとまるまでは、住民の皆さんにお示しする計画すらが、どういう機能、どういう施設をつくるかということも含めて、整理できていなかったという経過についてはご理解いただきたいと思います。

○松本（聖）委員

道の仕事が遅かったんだというわけではないんでしょう。その2年間に一体何をしていたのかなと、やっぱりその話を聞いても思うわけです。もっともっと時間があつたはずですよ。あえてしなかったのか。

以前にお話を伺ったときに、場所が決まっていけないもの説明ができないという話もありました。小樽に置くのか、余市に置くのか、積丹に置くのか、決まっていけないのに住民説明できるわけがない。今でも決まっていけないんですよ。桃内に焼却場をつくるなんてだれも決めていないんですから。だれ一人として桃内につくりましょうなんて決めた人いないわけでしょう。議会にも諮られていないし。ましてやこの広域連合の議会すらまだできていないんですからね。それが今桃内の住民にしか住民説明をしていないわけですよ。

そんな作業が滞っていたとか、進まなかったなんていうのは余り理由にならないんですね。だったら、余市でも積丹でも住民説明会すればいいではないですか。もしかしたら、ここに来るかもしれませんと言って。できないで

しょう。

でも、現段階においても、まだ決まっていないのに、桃内でしか住民説明会をしていない。それは桃内につくるんだということを前提に皆さんが仕事を進めているからですね。だって、もし、平成15年着工のものを余市につくるんだとしたら、とっくに余市で住民説明会していなければなりませんよね。ということは、環境部の腹の中では、桃内に、もうつくるんだということは決まっているわけですね。そういうことですね。

○環境部長

その辺あたりの機微をおもんぱかって決めたわけではない。まだ合意をいただいていない。ただ、第一候補地として従前の、単独ではあるけれども、小樽の桃内のあそこに焼却場をつくるという基本合意もいただいていたんで、そういったことの中で、第一候補地としてどうだろうかということのご相談を申し上げていると。そういうふうにしておりますので、確かに、今おっしゃるように決めたわけではありませんけれども、かといって今桃内と話をする中で、ほかのところとどうだろうというふうな関係にもありませんので、何とかそこでできれば一番いいというふうに私自身思っておりますので、そういったことで今全力を挙げているというふうなことでございます。

○松本（聖）委員

そこで、話が走り幅跳びして恐縮なんですけれども、これ、どうして単独でやってはいけないのでしょうかね。どうしても単独でやったら予算つかないんですか、これ。補助金は。

そこ、ひとつ確認させてください。

○環境部副参事

厚生省の補助金の取扱い要綱の中で、「処理施設の整備計画の策定に当たっては、当該市町村が単独で処理を行うよりも、近隣市町村と共同して広域的に処理を行う方が建設費、維持管理費、技術者確保などの観点から有利な場合も多いので、その法則を十分検討すること」という一言が入っております。

それと、もう1つは、広域計画にのっとってということもございますので、要するにまず北海道の申請をする。単独でやりたいということで申請した段階で、これは公定補助でございませんので、予算の中で補助していく項目ですから、当然的に補助申請の段階では、広域の計画に乗っかっているのが優先して補助対象になっていく、採択されていくのは当然なことだと思います。

いつまでたっても、次の年度、次の年度といくと、その年度ごとにやっぱり広域の計画なるものが優先的に補助対象になってくると、私どもの分がいつ補助対象になるのか、そういったことの見通しがいい中で事業計画を補助申請するというふうにはならないかなと。こういうふうに思っております。

○環境部長

補足させていただきますけれども、この点は先般3回定例会でも北野議員からたしかいろいろあったときに、私お話をした記憶があるんですけど、実は基本計画をつくる経過でこういう一幕がありました。

従前100トン未満の部分は補助対象にしないよと厚生省言っていたのが、12年度からいいよというふうなことが、ちょうど去年の今ぐらいに示されました。それで、結果的に安易な対案だったんですけど、そうであれば、広域処理はやるよと。事業体はこの6市町村でやるけれども、施設を小樽は小樽、そのほかはまた5町村はどこか別に建てる方式でも、広域計画でいいのではないかというふうなことを、実は、私いわゆる幹事会の座長として考えたんですね。

そのことの考え方を申し上げたときに、事務局、当時担当していた後志支庁の担当者から、それは補助対象にならないよと。煙突は1本でないよとだめだよという、極めてストレートな言い方で言われて、その今私が言ったようなものの考え方を断念した経過があるんですけど。そういうことからしても、国の、今副参事が言いましたように、補助事業として採択されるのは難しいのかなというふうに、私たちは見て判断をしているということでございます。

○松本（聖）委員

そもそも排出するダイオキシンの量を減らさなきゃいけないというのがこの目的なんでしょう、なんですよ。だんだんと技術が進歩してきて、小型の炉でも大型の炉と同程度の排出量に抑えることができるんだということにここ数年なったわけですよ。

煙突1本でなければならない根拠というのは何なんですかね。だって、例えば200トン一週に燃やすのと100トン、100トンで燃やすのとですよ、出るダイオキシンの量というのは同じなのではないのかな。同じレベルの炉だったとすればですよ、同じ能力の炉だったとすれば、同じなのではないですか。同じ化学物質として、同じ2モルのものを化学反応させて、1モル1モルと化学反応させても、できるもの一緒なんですから、その道の役人の言った意味が分からない。

○環境部長

ある意味では、今の委員の発言に同調しないわけでもないんですけども、結果として、例のダイオキシン対策をしたときに、国の厚生省が、いわゆるごみ処理については、規模の大きい100トン以上、できれば200トン以上、300以上発電、サーマルリサイクルできる施設が望ましいというふうな、そういったようなことで各都道府県に対して、ごみ処理施設の広域化計画をつくりなさいということを通達したわけですね。

その結果として、道は平成9年の暮れだったと思いますけれども、北海道32ブロックだと思いますが、2ブロックに分けて広域計画をつくった。我々は、その道が国の指示に従ってつくった広域計画の中の枠内で合意がない限り、実際泳いでいかれないというような仕組みになっておりまして、それがさっき言った煙突1本方式というふうになっているというような状況なわけです。

○松本（聖）委員

だから、そもそもグローバルな視点で、ダイオキシンの量を減らしましょうやと、炭酸ガスの量を減らしましょうや、それで大きな炉を1つつくって広域処理をしましょうやと、言い出したのは厚生省なんですから、それが今や技術的にですよ、分けてつくっても同じだけの化学物質しか出ないんであれば、別にそれを根拠にですよ、小樽はもともと単独方式でもうずっとこれ、計画してきたんだから、これで認めてくれたらどうだと、道の方なり国なりに言ってしかるべきでしょう。

途中で何で計画を変え、あなたたちの都合で何でうちが、今まで、一生懸命夜も寝ないで計画してきたものを変えなきゃいけないんだと、言ったんですか、道に対して、一言でも。

○環境部長

恐らく国の方として見れば、100トン未満の小さな炉はダイオキシン対策上問題があるからということで、補助対象にしたのではなくて、逆にその大型炉でもって煙突を少なくすることを促進するために、そういった100トンのは補助対象にしないんだというふうに、私は経過を理解しております。

したがって、恐らくそういった面からすると、今委員おっしゃったような意味で、単純にダイオキシン濃度だけの観点で、小さいものでも処理可能になったからということでは、ないのではないのかなというふうに思っております。

それから、これは非公式ですけども、申し上げますけれども、おとし開発庁へ、実は、最終処分場がほぼでき上がるということの中で、その報告とそのとき一緒に出したその後のごみ処理施設、特に本州的にいうと、小樽みたいに中間処理しないでものを処分するというのは、ある意味では常識外みtainな部分がありますので、「小樽さん、その後、計画どうなっているんですか」というような形で、道からちょっとサジェスションは受けて、若干そのことに触れたときがあります。

どなたかというのはちょっとその方にあれしますから申し上げられませんが、「どうしても広域というのはやらなければならないのかな」というふうに言いましたら、それはそういうことですよというふうに、私は確かめ

たという形では言ったつもりはございませんけれども、国のそういったものに対する考え方を、私なりに確認はさせていただいて「ああ、やっぱりこれはだめなのかな」というふうな感触は得ております。

そのほか、さっき言った煙突1本というのを、その公式の幹事会の場で道の職員ですけれども、言われたことがあって、「えっ、そんなのあるの」と言ったことは事実ですけれども、結果としてはそういうことです。

○松本（聖）委員

グローバルな観点から、そうしなきゃいけないという認識は私もあるんです。それは厚生省の役人もそうだし、道の役人もそうだと思うんです。皆さんもそうだと思うんです。

だけれども、それによって着工がどんどん延びて、桃内の処分場がごみで埋まってしまうのを一番危惧しているんです。寿命が短くなるのが。今一時的に、確かに、ごみは減っていますよね。以前、厚生常任委員会の視察でどこか行ったときに有料になる、有料になったらぱったりごみ減ったなど。1年もしたら、またもとに戻っていたという話を聞いてまいりましたものですから、一時的にこれ、日本共産党さんの添付した資料ですけれども、一時的に減っていますよね。また、もとに戻るのではないかなという危惧があるんです。

減ったことによって、桃内の延命が図れたから、1年、2年遅くなっても大丈夫だろうという計画で、桃内の寿命はそんなに縮まらないだろうという計画で、今動いているわけですから。そうですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

そうですね。ですから、これがまた増えてきたら、またけつに火がつくわけですよ。少しでも早く作業を進めなければいけないから、地域住民の方のご理解を得るためには単独という方式がどうしてもだめなのか、ひとつ確認したかったんですけれどね。

それで、これ減っているんですよ、ものすごくね。人の要求した資料で相撲とって申しわけないんですけども、びっくりしたんです。特にこの事業系のごみ、べらぼうに高くなったものですから、大きい声で言いますよ、べらぼうに高くなったものですから、がったり減ったんですよ。

パトロール体制について

それで、私山歩き好きなものですから、あちこち歩くんです。沢にいっぱい落ちているんですよ、明らかに事業系のごみが。テレビは落ちているわ、洗濯機は落ちているわ、建築、建設のがらは落ちているわ、すごいんです。どういうパトロールされているんですかね。

○環境部長

残念ながら、定期的なそのときに対するパトロール体制というのは、率直にまだ持っておりません。結果として今やっていることは、そういった今言ったような指摘があり、あるいは連絡があったときに、事後処理的にその後片づけをしている。あるいは場合によっては、これは私よく言うことなんですけれども、基本的には法律の枠組みも、それからうちの条例もそうですけれども、捨てる人が悪いのは当たり前だけれども、その2番目として、やっぱりその土地を管理している人の責任でもありますよということがありますので、そういった方たちに、国有地であれば財務局に物申すだとか、道有地であれば土現さんに言うだとか、そのようなことなんかも含めて、事後の処理として、そういうふうにやっております。

ただ、この辺あたり、来年から家電リサイクル法が機能しますと、またそういった要素がさらに増えてくるといふふうなことで、実はその辺あたり、この不法投棄の問題ですね。おとつい、この道ブロックで関係市町村、札幌だとか主に市ですけれども会議があったんですけれども、どうもこれはそういった家電リサイクル法の関係、特に小樽の場合、不法投棄の一つの場所として石狩湾新港地域というのはかなり大きな要素があるといふふうなことになるのであれば、これは170万都市の責任でないのかみたいな話もありまして、そういったようなことで広域的な対応も含めた中で、ちょっといろいろなことを考えていかなければならない。

そういった中で、そのパトロール体制、実際厳密に申し上げますと、不法投棄する方はそのつもりになってやる

わけですから、やる場所を一々現場を抑えるというのは事実上できませんね。例えば夜、人見ているところでだれもやるはずがないわけでして、そういったことになるとすると、事後のパトロールをどういう形でやって、できるだけそれは、早く発見することによって投棄者を特定すること。時間がたてば、ものが腐ったり何なりして分からなくなるとのことだとか、そういったようなことについては今回、去年から今年にかけての廃掃法の改正でも、この不法投棄に対する罰則とか何とかといろいろな体制の関係が強化になっていますので、警察の方の体制もそれぞれさらに強化されていますので、そういったところとの対応の中で、やることを新年度で考えなければならないのかなと。率直に言って、事前に未然防止をするパトロールというのは事実上、なかなか現実の問題としては難しい。

したがって、結果的には事後になるかもしれませんが、そのパトロール体制を何とかとるような方向で、ほかの都市に比べれば決して高くはないと、あえて大きい声で言うんですけども、うちの手数料収入もそれなりの額になりますので、それを一部充当するようなことをぜひ財政当局と協議をして考えなければいけないのだろうなというふうに思っています。そういうことで何とかご理解いただきたいと思います。

○松本（聖）委員

いや、それで、私みたく山菜取りが趣味だとか、そういう人いっぱいいるわけですよ。公募なり何なり、ボランティアしてもらえばいい。見かけたら通報してもらおうとか、そういう呼びかけを、相互監視ではないんだけど、非常に嫌な方法ではあるんだけど、不法投棄を発見した場合は、直ちに環境部の方に通報してもらおう。なぜなら早急に処理しなければならない。早く見つければ見つけるほど、その業者なり捨てたものを特定することができる可能性があるから、少しでも早く現場に行き、そのごみを分析して、排出者を的確に把握するとか、そこが放置して危険なところであれば、直ちに撤去する方法を考えるとか。

特に気になるのは水源なんです、水源。沢に捨てていますから。これが、この水が水源に流れ込んでいる。これが上水道の水源に流れ込んでいるのが、非常に気になるわけですよ。単なる建築がらだとかそんなのならまだしも、いろいろな化学物質を含んだものが捨てられているわけですから、そこをちょっと総合的に監視できるような方法、それを市民の方にボランティアでお願いする、広報を通してとか。そういう形をぜひとっていただきたいということです。

それと、済みません、時間がないのでもう1点だけ聞かせてください。

厚生常任委員会で視察に行きました。部長も同行していただきました。お忙しい中、本当にありがとうございました。

その中で、現場の担当者のおっしゃっていたことで1点、ものすごく気になったことがあります。その焼却場、ダイオキシンの排出量が極めて少なかったんですね、予想以上に。ほう、こんなに減らせるんだと。化学処理で減らすことができますから。それで、いや、もうちょっと手を抜いてもいいかなという言い方をしていました。

これはコストがかかり過ぎると、薬剤の。ランニングコストがべらぼうにかかるので、もう少し手を抜いても別に基準には違反しないんだからいいだろうと。そういう考え持ってもらっては困るんですよ。金がかかるからちょっと手を抜こうやなんて、よもやそういうことを考えていないでしょうね。

○環境部長

一緒にしまして、私もそのお話をする場におりまして、確かに今委員おっしゃったようなことは伺いましたけれども、一方行政マンとしてはやっぱりそういうことも考えざるを得ないのかなと、ある意味では、いい意味ではないですけども、感心した部分も率直に言っていないわけでごいませんでした。

たしかあのときには、要するに活性炭の吹きつけ量を膨大にすることによって、0.1という基準の何分の1、10分の1とか何分の1にしているというふうなことで、0.1でとは言わないけれどもという、そういう趣旨で言われたと思います。

非常に微妙な問題ですけども、一応我々は今考えているのは、最終的に処理施設の機能を決めます。そのときにその機能を0.1で決めるのか、あるいは、これは地元の皆さんとの話合いの対象にもなってくる要素でございますけれども、いや、そうではなくて、大体この間の視察を含めて、ほかの施設なんかを見ると大体その半分程度、0.05ぐらいというのが一般的にどうもやられている水準というような印象は私持っていますし、現実には北大の田中先生なんかの話を聞くと、余り無責任に0.01だとかと言うと、逆に言うと、今度測定の仕方自体にも問題出てくるんだと。

そのような指摘もあって、安易にそうできるからって、化学技術的にできるからって、安易にそんなことは言わない方がいいというサジェスションも、ちょっと私ある会議の場でいただいたりしたものですから、その辺あたりは最終的に小樽の北後志の施設のダイオキシン、ダイオキシンばかりではございませんけれども、すべてのそういった大気汚染物質の排出濃度を設定します。それをいかにどのレベルで設定するべきかということの議論の中で、決めたものをきちんと守っていくと、そういうふうに考えております。

○松本（聖）委員

正直言って、あのレベルの数字というのは、何とかナノグラムとか、何とかピコグラムとかいう数字というのは、僕も余り信憑性を持っていないんです、あの手の数字には。

というのは、分析者の技術によって、あんなものはオーダーの1つや2つ簡単に変わってしまうからですよ。それは実際にやってみて身にしみてわかります。ちょっと測定失敗しただけで二桁ぐらいずれてしまうんですから。そのくらいの数字なんだから、だから全国一にもなったのかもしれませんが。分析の仕方によっては数字はかなり前後しますからね。

ですから、その辺のところは別に数字をどうこう言っているのではないんです。最大限の努力をしてほしいということです。環境濃度において、ダイオキシンがどれだけ人体に悪影響を与えるのか、いまだ研究結果が出ていません。いろいろな報告がなされていますけれども、果たしてこういう環境の濃度において、どれだけの悪影響があるのか、どこまでが許容範囲なのかというのは、いまだ学説が定まっていないというのが現状なんですから、危うきには近寄らずというか、なるべく近寄りたくない、分かるまでは。

ある程度分かってしまったら、酒と一緒にこのくらいまでは大丈夫だろうというのはあるものですからいいんですが、分からないうちは少しでも減らしておきたいというのがありますから、環境基準が0.1だから、ここぎりぎりまではいいんだというのではなくて、最大限の努力を今後、図っていただきたいというお願いをしまして、終わります。

○委員長

自民党さん、いいですか。

○前田委員

いや、私はないから、いいですよ。

○中村委員

ありません。

○委員長

質問がないようです。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。